

## 九州大学フジイギャラリー規則

令和4年度九大規則第36号  
制定：令和5年3月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学（以下「本学」という。）に置くフジイギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の管理及び企画・展示運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ギャラリーは、本学の教育・研究成果を社会へ還元するとともに、触発と自由な発想を促す空間として新たな交流や異分野越境を生み出し、本学の教育研究活動の更なる発展と社会連携の促進に寄与することを目的とする。

(管理等運営責任者)

第3条 ギャラリーに、管理等運営責任者を置き、総合研究博物館長をもって充てる。

(施設)

第4条 ギャラリーに、ギャラリー1及びギャラリー2（以下「施設」という。）を置く。

(企画・展示)

第5条 管理等運営責任者は、第2条に定める目的を踏まえ、ギャラリーにおける企画・展示の方針を定めるものとする。

2 ギャラリーにおける企画・展示は、次により行うものとする。

- (1) 総合研究博物館（以下「博物館」という。）による企画・展示
- (2) 博物館及び研究院その他の本学に置く組織による企画・展示
- (3) 募集による企画・展示

3 ギャラリーにおける企画・展示の実施に関する事項は、管理等運営責任者が決定する。

(使用の範囲及び許可)

第6条 ギャラリーは、第2条の目的の範囲内で、本学関係者、一般市民等の使用に供するものとする。

2 前条第2項第3号による企画・展示については、その実施決定をもって、管理等運営責任者が当該企画・展示を行う者の施設の使用を許可したものとする。

(適正使用)

第7条 ギャラリーの使用に当たっては、ギャラリーの目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 管理等運営責任者は、前条第2項により施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）がこの規則等に違反したときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(禁止行為)

第8条 入館者及び使用者は、ギャラリー及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外に文書、図面等を掲示すること。
- (2) 立看板、プラカード等（ギャラリーの企画・展示等の表示に係るものを除く。）を立てること。
- (3) 政治活動、宗教活動、公序良俗に反する行為又はそれに類する行為をすること。
- (4) その他ギャラリーの美観を損ね、又は他人に迷惑をおよぼす行為をすること。

2 管理等運営責任者は、前項の規定に違反する事実を発見したときは、掲示物等の撤去若しくは行為の中止を命じ、又は掲示物等を撤去する等必要な措置を講じるものとする。

(返還)

第9条 使用者は、施設の使用を終了したとき又は使用の許可を取消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第10条 入館者及び使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設、設備、備品、展示品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(開館時間及び休館日)

第11条 ギャラリーの開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし管理等運営責任者が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

開館時間 午前10時から午後5時まで

休館日 土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

12月29日から翌年1月3日まで

(入館及び使用の心得)

第12条 ギャラリーの入館及び使用の心得は管理等運営責任者が別に定める。

(事務)

第13条 次の表の左欄に掲げる事項に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、同表の右欄に掲げる部又は課においてそれぞれ分担して処理する。

| 事項                            | 担当課      |
|-------------------------------|----------|
| 管理運営に関する事務（企画・展示運営に関する事務を除く。） | 財務部資産活用課 |
| 企画・展示運営に関する事務                 | 理学部等総務課  |

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、ギャラリーの管理、企画・展示その他運営に関し必要な事項は、管理等運営責任者が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。